

あなたの声で平塚市の未来を一緒に作りませんか？

平塚市行政改革推進委員会 委員を募集します！

募集期間 令和7年4月1日(火)～5月2日(金)

午後5時
【必着】

平塚市では、市民の暮らしの立場から行政の仕組みを見直し、より質の高い行政サービスをより低いコストで提供できるような行財政運営に努めています。

この行財政運営をより実効力のあるものとするため、広く各界から意見をいただく場である「平塚市行政改革推進委員会」において、その提言を改革に反映させていきたいと考えています。

つきましては、「平塚市行政改革推進委員会」で市民の皆さんの声を聴くため、2名の委員を募集します。

- 平塚市の行財政改革について興味・関心をお持ちの方など、意見を述べていただける方からの御応募をお待ちしています。

- 募集要項及び応募方法は裏面を御確認ください。
平塚市ウェブサイトからも御確認いただけます。

〈URL〉 https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kyodo/page03_00020.html



平塚市行政改革推進委員会とは…

平塚市では、令和9年度までを計画期間とする「平塚市行財政改革計画(2024-2027)」を策定し、その計画に基づき、取組を進めています。



「平塚市行財政改革計画(2024-2027)」は
平塚市ウェブサイトで御確認いただけます。

〈URL〉 https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kocho/page03_00057.html

平塚市行政改革推進委員会は、学識経験者2名、市内の公共的団体の代表者3名、公募市民2名の計7名(予定)で構成し、計画の策定や推進に当たり、意見や提言を行います。

また、行財政改革の推進に関する個別・具体的なテーマについて意見交換を行います。

問い合わせ先

平塚市役所 企画政策部 企画政策課 行財政改革推進担当

〒254-8686 平塚市浅間町9-1

電話 0463-21-8760(直通) メール kikaku@city.hiratsuka.kanagawa.jp

● 募集要項及び応募方法

委員会の名称	平塚市行政改革推進委員会
所 掌 事 項	① 行政改革に係る基本方針及び実施計画の策定及び推進に関する事項 ② 本市が実施する事業等の検証及び評価に関する事項 ③ 規制改革に関する事項 ④ その他行政改革の推進に関する必要な事項
募 集 人 数	2名
募 集 期 間	令和7年4月1日(火)午前8時30分 から 5月2日(金)午後5時00分 まで
任 期	委嘱の日(令和7年7月1日)から3年間
会 議 の 予 定	年2～3回
報 酬	日額11,500円(税・交通費込み)
応 募 資 格	次の(1)から(7)の条件をすべて満たす方 (1) 応募時点で住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている方で、かつ、引き続き1年以上本市に居住している方 (2) 原則として令和7年7月1日時点の年齢が満18歳以上満75歳以下である方(ただし、高校生を除く。) (3) 平日に開催する委員会に出席できる方 (4) 応募時点で本市の市議会議員及び職員でない方 (5) 過去に平塚市行政改革推進委員会の公募委員として委嘱されていない方 (6) 令和7年7月1日時点で他の附属機関の委員でない方 (7) 平塚市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等でない方
応 募 方 法	「平塚市行政改革推進委員会委員申込書」に必要事項、応募の動機、小論文(800字程度)を記入し、次のいずれかの方法で提出してください。 どの方法でも5月2日(金)午後5時00分【必着】です。 ●オンライン:e-kanagawa 電子申請システム <URL> https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142034-u/offer/offerList_detail?tempSeq=92069 ●郵 送:〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市役所企画政策課行財政改革推進担当宛て ●窓口持参:平塚市企画政策部企画政策課(市役所本館4階 408番窓口) ※ 受付時間は月曜日から金曜日(祝日を除く)の 午前8時30分から午後5時00分まで
選 考 方 法	委員の選考は、両副市長、企画政策部長、総務部長で組織する選考委員会が行います。選考は、提出された小論文について、別に定める選考基準により行い、選考結果は、応募者全員に書面で通知します。
そ の 他	(1) 提出された申込書等は、返却しません。 (2) 申込書等に記載された個人情報 は 公募委員の選考以外の目的に使用せず、平塚市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。 (3) 平塚市行政改革推進委員会の会議は、原則公開され、委員としての意見等は公表されます。 (4) 会議に出席した場合、条例に定められた報酬等が支給されます。

